

婚姻届

1. アメリカ等外国の方式(法律)で婚姻したときは婚姻後 3 か月以内に届け出てください。
2. 婚姻により戸籍の氏を変更した方は変更後の新戸籍を以って日本旅券の切替も必要となります。
3. [不受理申出](#)は本人の意思に基づかない届出が受理されることを防止するための制度です。詳細は当館戸籍係までお問合せください。

必要書類

<日本人同士の場合>

- ① 婚姻届 3通
 - ② 各人の戸籍謄(抄)本 原本1通と写し1通
 - ③ 婚姻証明書(Marriage Certificate) 原本1通と写し1通
 - ④ 上記③の和訳文 1通
 - ⑤ 婚姻日から 3 か月以内に届け出なかった場合には遅延理由書 1 通
 - ⑥ 各人の有効な日本旅券及び米国査証/永住権(グリーンカード)の写し 各 1 通(参考資料)
- ※ 日本の方式で婚姻する場合は上記③④⑤は不要ですが婚姻届の証人欄に証人 2 人の署名、捺印(押印)が必要です。証人が外国人の場合には、外国語で署名し、その読み方をカタカナで併記してください。

<日本人と外国人の場合>

- ① 婚姻届 2通
 - ② 戸籍謄(抄)本 原本1通と写し1通
 - ③ 婚姻証明書(Marriage Certificate) 原本1通と写し1通
 - ④ 上記③の和訳文 1通
 - ⑤ 外国人配偶者の国籍を証する書面(出生証明書、婚姻成立時有効な旅券の認証印付き写し等) 原本1通と写し1通
 - ⑥ 上記⑤の和訳文 1通
 - ⑦ 婚姻日から 3 か月以内に届け出なかった場合には遅延理由書 1 通
 - ⑧ 有効な日本旅券及び米国査証/永住権(グリーンカード)の写し 各 1 通(参考資料)
- ※ 戸籍の氏を外国人配偶者の氏(カタカナ表記)に変更したい場合には「外国人との婚姻による氏の変更届」(2通)婚姻日から6か月以内に届け出る必要があります。なお、6か月以降は日本の家庭裁判所の許可が必要です。

注意事項

- 届書の記入を訂正する際には**修正テープ等は使用できませんので二重線で消し訂正して二重線の上には必ず印(拇印)を押してください。**
- 届書はすべて日本語で書いてください。また鉛筆や消せるボールペンで書かないでください。
- 新本籍を従前と異なる市町村に設定する場合は必要部数が 1 通ずつ多くなります。
- 場合により追加書類が必要なときがありますので詳細は当館戸籍係までお問合せください。

届出方法

当館へ直接届出をするほか、当館または日本の本籍地役場へ郵送することもできます。

戸籍の記載までの日数

当館にて受付の場合、概ね1～2ヶ月を要しています。戸籍の完了確認、入手については日本の本籍地役場へお願いします。

問合せ&送付先

Consulate-General of Japan
Consular Section (Koseki/戸籍)
Phipps Tower
3438 Peachtree Road, Suite 850
Atlanta, GA 30326
☎(404) 240 - 4300 内線 3032
☎(404) 926 - 3032(直通)
ryoji@aa.mofa.go.jp

※子どもと海外へ行く方へ、日本へ戻る方へ(ハーグ条約について)

<https://www.atlanta.us.emb-japan.go.jp/nihongo/PDF/2021hague.pdf>